JHU NEWS No.58 2022.11.06

ＪＡＬ被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp https://jhu-wing.main.jp/

10 月 20 日 事務折衝「業務委託（3 回目）」報告：その 3

組合に虚偽説明

既存労組への協定書（案）・合意書（案）提示日

実は 6 月 24 日！「嘘」発覚で大紛糾！！

【JHU】既存の労組とは 6 回も交渉して、9 月末から 10 月頭に、業務委託に関する説明会もやったと聞いた。

《会社》始める段階になっているので、勿論やった。

【JHU】どういう枠組みなのか。特別協議か、組合は参加したのか。

《会社》他組合とは 1 対 1 の関係だ。何か問題があるのか。

【JHU】他組合には 6 月 23 日に協定書案・合意書案を出し、我々に資料を出したのは 7 月 8 日だ。組合差別をしおいてまだそんな事を言うのか。

《会社》6 月 23 日の協議で出したわけではない。

【JHU】6 月 23 日だと交渉の冒頭で確認した。騙したのか。協定書案はいつ出したのか。

《会社》確認の協議の時には出していない。

【JHU】両労組の見解に 6 月 24 日だと出ている。会社は 23 日だと答えた。協定書案はいつ提示したのか。

《会社》じゃ、撤回でいいですよ。

【JHU】今、何と言ったのか。

《会社》それを撤回でいいんじゃないですか。

【JHU】撤回でいい？

《会社》撤回っていうか、正しく言うと 6 月 23 日のはじめの協議の時は口頭でしかご説明しておりません。あと協定書に関しては、その後に提示している。

【JHU】いつ出したのか。

《会社》何故それをここで言わなきゃならないんですか。

【JHU】組合に虚偽の説明、発言をして、今になって「23 日は、じゃ撤回でいいですよ」と言う。いつ出したのか質問したら言わない。どこまでふざけているのか。組合を差別した上に、交渉態度も最悪ではないか。（大紛糾！）

会社：その前に両労組から協定書案・合意書案を頂き、会社はそれに回答しただけだ

組合：組合が要求で協定書案を出すのは当たり前のこと

我々の要求に会社がどう文書で回答したかが問題だ！

【JHU】両労組の共同声明には「6 月 23 日および 24 日に会社から希望者全員へ業務委託契約と共に、解雇問題解決に関する協定書・合意書が提案されました」と出てる。

《会社》そこに書いてある通りじゃないですか。

【JHU】だったらさっさと認めたらどうか。

《会社》協定書・合意書は前提が違う。両労組から協定書案なり合意書案をその前に頂いていて、それに対して会社は回答しただけだ。皆さんに協定書案、合意書案を出していないことで何か差別的な対応をしているとは思いません。

【JHU】組合が協定書案を出すのは要求だ。それは当たり前のことだ。我々の要求に対して会社がどう文書で回答を出したかが問題なのだ。何年労務をやっているのか。

＝もう一つの組合への支配介入＝

8月2日付会社文書

「稲盛宅以外の第三者宅に会社資料を配布した？」

【JHU】8月2日付会社文書ついて、前回（8/3）の事務折衝終了後の夕刻に、「稲盛氏宅以外の第三者宅に業務委託に係る会社資料を配布した事実を再確認した」との報告があった。3点質問する。今後の交渉で回答を求める。

【JHU】1点目。「稲盛氏宅以外の何軒に会社資料が配られたのか。その範囲・規模について、確認した内容を報告すること。」

2点目。「再確認の情報は、誰にどのように確認したのか。稲盛氏宅周辺にお住いのご親族宅は情報確認先に含まれているのか否か。」

3点目。「再確認した相手は、8月2日付申入れ書に係る第一報が送られたお宅なのか、それ以外のお宅に再確認する方法を取ったのか。」

《会社》個人の生活圏、ましてや個人宅へ、それを皆さん是とするんですね。

【JHU】稲盛氏宅以外の「周辺宅には会社資料は配布していない」とはっきり伝えた。

《会社》質問を受けた内容は置いておいて、稲盛さんは元々会長だが、個人のテリトリーもOKということか。

【JHU】OKとかそんな話ではない。一般的に首を切られれば、社長宅に行くこともある。稲盛さんのところへ行き、奥さんとも話をした。

《会社》架空の話だが、逆に皆さんの個人の宅にやられてもいいんですか。

【JHU】要請でくるのは構わない。ただし、反社会的な団体はダメだ。私は1回やられている。日本航空は暴力団まで使って私を脅した。

《会社》確認だけだ。それが良い悪いということではない。

【JHU】先程の3点の質問に回答を求める。

早急に業務委託に係る次回の事務折衝を設定せよ

【JHU】10月3日の団交で、「希望者を乗務職に戻せ」という話をした。その当日、会社は来年度のパイロット80人、客室乗務員120人の内定式をやった。要求に対しては知らぬ存ぜずの態度をとる一方で、肝心なことを一言も報告していない。非常に裏切られた思いだ。乗務委託については、まだ山ほど追加質問事項が残っている。早急に次の事務折衝の設定をすること。

【JHU】次回の団交について、前回10月3日の団交は9月20日の交渉が台風で延期されたものだ。次回の都労委は11月16日。それまでに次回の団交を設定するよう申し入れる。　　以上

組合は、11月10日に「業務委託契約」の提案に係る会社の不当労働行為（労組法第7条3号）救済を求め、新たな申立を行います。

また、同日、厚生労働記者会にて記者会見を行い、「業務委託契約」の問題点や「提案に係る真相（支配介入）」を広く報道関係者に訴えます。JHUは解雇争議の早期全面解決に向け、全力で取り組みます！